3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ビーエス建材　野口　正男　東京都新宿区新小川町７―17　国土交通大臣許可（般―21）第23155号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　鉱研工業株式会社　末永　幸紘　東京都豊島区高田２―17―22　国土交通大臣許可（特―17）第4775号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、さく井工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トステムハウジングワークス　下畑　博司　東京都江東区大島２―１―１　国土交通大臣許可（般―21）第20968号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　老沼総合建設株式会社　村上　征兒　栃木県小山市大字横倉新田308―１　国土交通大臣許可（般―17）第9380号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　レジテム株式会社　阿久津健一　東京都江戸川区西一之江２―11―９　国土交通大臣許可（般―19）第22510号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　レジテム株式会社　阿久津健一　東京都江戸川区西一之江２―11―９　国土交通大臣許可（般―20）第22510号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社平成ホロニック　西澤佳登志　長野県小諸市大字柏木224―８　国土交通大臣許可（般・特―19）第22346号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可並びにしゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　コムシスイーテック株式会社　西久保　功　千葉県松戸市新松戸３―420　国土交通大臣許可（般・特―21）第21125号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、電気工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年４月 15 日
関東地方整備局長　下保　　修